

輪之内町デイサービスセンター指定管理者募集要項

平成30年9月

輪 之 内 町

指定管理者募集要項目次

I	募集の趣旨	1
II	施設の概要	1
1	施設の名称等	
2	施設概要	
3	施設利用者の状況（平成 29 年度実績）	
III	管理運営の条件	2
1	管理運営方針	
2	指定期間	
3	指定管理者が行う業務	
4	利用料金	
5	指定管理料	
6	職員及び職員数	
7	施設等の維持及び各種保険に要する費用の負担	
8	管理の基準等	
IV	申請の手続き	4
1	応募資格	
2	提出書類	
3	質問事項の受付	
4	申請書等の提出	
5	連絡先及び提出先	
6	留意事項	
V	指定管理者の候補者の選定	6
1	選定方法	
2	選定基準	
3	選定審査対象からの除外	
VI	指定管理者の指定及び協定の締結	7
1	指定管理者の指定	
2	協定の締結	
3	その他	
VII	添付資料・様式等	8

I 募集の趣旨

輪之内町デイサービスセンターは、在宅の虚弱老人等に対して、通所により各種のサービスを提供し、その家族の身体的、精神的な負担軽減及び高齢者等の在宅福祉の増進を図ることを目的として設置したものである。

一方で、平成 15 年 9 月に施行された地方自治法の一部改正に伴い、民間の能力を活用することによって、住民サービスの向上と経費の節減を図り、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応していくことを目的とした指定管理者制度が創設された。

このことから、本町においても、施設管理及び事業の実施を効果的かつ効率的なものとし、住民満足度の更なる向上を図り、もって施設の設置目的の達成に資するため、輪之内町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 10 年輪之内町条例第 4 号。以下「条例」という。）及び輪之内町デイサービスセンター及び輪之内町在宅介護支援センター管理規則（平成 10 年輪之内町規則第 4 号。以下「規則」という。）に基づき、指定管理者を募集する。

II 施設の概要

1 施設の名称等

名 称	位 置	面積	定員
輪之内町デイサービスセンター	輪之内町四郷 2537 番地の 1	441 m ²	30 名

2 施設概要

専用部分		共有部分	
・機能訓練室	138 m ²	・会議室兼介護者教育室	38 m ²
・特殊浴室	32 m ²	・ホール	83 m ²
・男女浴室・脱衣室	85 m ²		
・休憩室(和室)	21 m ²		
・一般トイレ 1ヶ所			
・車椅子トイレ 1ヶ所			
・食堂	96 m ²		
・厨房	32 m ²		

※備品等については、別紙「備品等一覧表」のとおり

3 施設利用者の状況（平成 29 年度利用実績）

開所日数（日）	延利用者数（人）	1日当たりの平均利用者数（人）
310 日	4,009 人	12.9 人

Ⅲ 管理運営の条件

1 管理運営方針

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度であり、指定管理者には施設の適正な管理を確保しつつ住民等サービスの質の向上を図っていくことが求められるものであります。

このことから、輪之内町デイサービスセンター（以下「デイサービスセンター」という。）の管理運営にあたっては、設置目的を踏まえ、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 関係法令、条例を遵守し、デイサービスセンターの設置目的に沿った適正な管理運営を行うこと。
- (2) 利用の対象者の平等な利用を確保し、差別的な取扱いをしないこと。
- (3) 利用の対象者の意見、要望を適切に管理運営に反映し、サービスの向上に努めること。
- (4) 費用対効果の高い効率的・効果的な管理運営に努めること。
- (5) 利用の対象者が快適に施設等を使用できるよう、施設の設備及び備品の維持管理を適正に行うこと。
- (6) その他、デイサービスセンターの設置目的の達成に必要な業務を行うこと。

2 指定期間

- (1) 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間の予定としますが、最終的には議会の議決を経て確定されます。
- (2) 指定後であっても指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められる場合には、その指定を取り消し又は期間を定めて業務の一部又は全部の停止を命じることがあります（地方自治法第 244 条の 2 第 11 項）。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 指定管理者が行う施設の管理の業務は、次のとおりです。詳細は、輪之内町デイサービスセンター管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。
 - ア 条例第 8 条に規定する事業の実施に関すること
 - イ デイサービスセンターの利用の許可に関すること
 - ウ デイサービスセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関すること
 - エ デイサービスセンターの施設及び付属設備の維持管理に関すること
 - オ その他デイサービスセンターの管理上、町長が必要と認めること
- (2) 維持管理に関する業務は指定管理者が自ら行うことを原則としますが、部分的な業務については町の承諾を得て専門業者に再委託することができます。

4 利用料金

施設の管理運営にあたっては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく「利用料金制」を採用します。利用料金は、指定管理者の収入となり、それが管理費用となります。利用者の増減等に伴い収支差が生じた場合でも精算は行わないことを原則とします。

5 指定管理料

業務実施における収納業務において、収受した利用料金の中から施設運営に必要とされる経費を使用でき、これら収益から使用した経費を指定管理料とする。また、介護保険制度改正等により、疑義が生じた場合は指定管理者と町が協議のうえ決定します。

6 職員及び職員数

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）の規定により、施設の定員に対して必要な職員を配置してください。

7 施設等の維持及び各種保険に要する費用の負担

- (1) 施設運営に支障をきたす程度の大規模な修繕等については、町と指定管理者の協議により負担を決定するものとし、その他の修繕等については、原則として指定管理者の負担とします。
- (2) 平成 31 年 3 月 31 日まで施設の管理を受託している法人に対し町が無償で貸与している備品等については引き続き指定管理者に無償で貸与します。ただし、更新する場合は、原則として指定管理者が購入するものとし、介護サービス事業者賠償責任保険等の契約及び負担については、指定管理者の負担とします。また、建物災害共済保険については町が負担するものとしします。

8 管理の基準等

仕様書に定めるとおり。

IV 申請の手続き

1 応募資格

指定管理者に応募する場合は、次に掲げる要件を満たしていることを条件とします。

- (1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること（個人での申請は不可）。
- (2) 過去3年以上通所介護事業の運営実績があること。
- (3) 団体又はその代表者が次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、輪之内町から一般競争入札の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、輪之内町又は他の地方公共団体から指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者
 - カ 国税及び地方税を滞納している者
- (4) 施設の管理運営を安定的かつ円滑に行える団体であること。
- (5) 当該公の施設の指定管理予定候補者の募集開始日現在にて輪之内町内又は輪之内町に隣接する市町に主たる事務所、営業所（法人格を有しない場合は事業所等）を有する者であること。

2 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 申請資格を有していることを証する書類

応募資格の内容	区分	提出書類
IV-1-(1)	法人の場合	定款、寄付行為 登記簿謄本
	法人でない場合	定款、寄付行為、規約、会則その他これらに類するもの
IV-1-(3)のア、イ、ウ、エ、オ	全ての団体	IV-1-(3)のア、イ、ウ、エ、オに該当しない旨の申立書
IV-1-(3)のカ	納税義務がある場合	納税証明書（直近1年度分） ・法人税、消費税及び地方消費税については、未納の額がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙9号書式その3の3） ・県税（法人事業税、法人県民税）に係る納税証明書 ・町税にかかる納税証明書
	納税義務がない場合	納税義務がない旨を記載した申立書

- (3) 当該施設の管理に関する事業実施計画書
- (4) 当該施設の管理に係る収支予算書

- (5) 経営状況を示す書類（直近3年度分）
 - ア 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
 - イ 事業報告書
 - ウ 現事業年度の団体の事業計画書及び収支予算書
- (6) 団体の組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制が分かるもの及び就業規則又はこれらに類するもの）

3 質問事項の受付

- (1) 質問方法 平成30年10月1日（月）午前9時00分から平成30年10月10日（水）午後4時00分までに質問書（様式は任意）に記入のうえ、下記の連絡先に提出してください（FAXでの提出も可）。
- (2) 回答方法 質問に対する回答は、質問書を提出した申請者及び全申請者へFAX等で回答します。

4 申請書等の提出

- (1) 提出期間 平成30年10月1日（月）から平成30年10月22日（月）まで（土、日、祝日は除く。）。
- (2) 提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで。
- (3) 提出方法 下記提出先まで持参又は郵送してください。なお、郵送の場合は、書留とし、平成30年10月22日（月）午後5時15分までに必着とします。
- (4) 提出部数 10部

5 連絡先及び提出先

〒503-0292

岐阜県安八郡輪之内町四郷 2530 番地の 1 輪之内町役場 福祉課

TEL : 0584-69-3111 / FAX : 0584-69-3119

6 留意事項

- (1) 町が必要と認める場合は追加資料を求めることがあります。
- (2) 事業計画書等の著作権は、団体に帰属するものとする。ただし、町は指定管理者の決定の公表等に必要な場合は、当該事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。なお、提出された書類は、理由の如何を問わず返却致しません。
- (3) 申請に関する経費は、全て申請者の負担とします。
- (4) 申請を辞退する場合は辞退届を提出してください（様式は任意）。
- (5) 町の業務の必要により、応募の事実に係る情報を町の機関において利用する場合があります。

V 指定管理者の候補者の選定

1 選定方法

- (1) 輪之内町指定管理者予定候補者選定委員会において、提出された事業計画書等の内容の審査及びヒアリングにより、最も評価が高い申請者を指定管理者の候補者として選定します。
- (2) ヒアリングは、平成 30 年 11 月を予定しています。実施日時等は別途通知いたします。
- (3) 審査の結果は、平成 30 年 11 月下旬頃書面で通知する予定です。

2 選定基準

審査は次に掲げる項目を基本に行います。

選定基準	審査内容
1 管理運営の方針	<ul style="list-style-type: none">・施設の設置目的等を踏まえた管理運営方針・施設管理を行う意欲・環境に配慮した取り組み
2 利用者の平等な利用及びサービスの向上	<ul style="list-style-type: none">・利用者の平等な利用の確保のための方策・サービスの向上を図るための具体的手法・利用者の要望把握、苦情対策及び解決策、再発防止体制
3 施設の効用の最大限の発揮	<ul style="list-style-type: none">・利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果
4 施設の管理運営計画	<ul style="list-style-type: none">・施設の維持管理及び管理運営に係る経費の内容の適格性及び実現の可能性・経営努力に関する取り組み（管理経費の削減）・類似施設の運営実績（組織の経営規模）
5 施設の管理を安定して行う組織体制	<ul style="list-style-type: none">・管理運営を安定して行う人員及び専門的な資格、技術等を有した職員体制・職員の教育、研修、接遇に関する取り組み（質の向上）
6 安全管理等の体制	<ul style="list-style-type: none">・情報公開への取り組み及び個人情報の適正な取扱いの確保・緊急時において迅速な対応ができる危機管理体制の整備

3 選定審査対象からの除外

申請者が次のいずれかに該当した場合は、当該申請を選定審査の対象から除外します。

- (1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) 提出書類の提出期限を経過して提出書類が提出された場合
- (5) この募集について複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合
- (6) 最初の申請書類提出後に内容を大幅に変更した場合
- (7) その他不正行為があった場合

VI 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、平成 30 年 12 月の輪之内町議会定例会（予定）の議決を経て、指定管理者に指定されます。

2 協定の締結

議会の議決後に、業務内容に関する事項、管理の基準等に関する事項等については、指定管理者と町との間で協定を締結することとなります。

3 その他

指定管理者が協定の締結までに次のいずれかに該当するときは、町は指定を取り消し、協定を締結しない場合があります。

- (1) 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、指定管理者としての事業の履行が確実にないと認められるとき。
- (2) 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

VII 添付資料・様式等

この募集要項の添付資料・様式等は、次のとおり。

- ・ 輪之内町デイサービスセンター管理業務仕様書
- ・ 指定管理者指定申請書
- ・ 申請資格に関する申立書
- ・ 輪之内町デイサービスセンター施設平面図
- ・ 輪之内町デイサービスセンター備品等一覧表
- ・ 輪之内町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例
- ・ 輪之内町デイサービスセンター及び輪之内町在宅介護支援センター管理規則